

《書評論文》N. T. ライト著
『義とすること——神の計画とパウロの展望』¹

評者 ガイ・ウォータース
訳：遠藤克則／日本語訳監修：坂井純人

リフォームド（改革派）系教会 [The Reformed church] は、刊行当時は英国ダラム主教で新約聖書学者の N. T. ライトの研究を感謝と懸念とをもって受け止めた。一方で、ライトは福音のナラティブの本質的な歴史性とイエス・キリストの死者からの身体的復活の双方を堅持しているものの、他方、彼は“パウロに関する新しい視座”の主な提唱者の一人である。彼自身はリフォームド伝統の系譜に連なると自認しているものの（『義とすること：神の計画とパウロの展望』205 頁）²、プロテスタントの宗教改革者たちの〈信仰のみによる義認の教理〉が基本的な点で新約聖書に不誠実であると批判している。もともと、懸念を覚えた読者たちはライト自身による“justification”の理解——キリスト者たちの行いに、彼らが義とされる根拠を担わせている——こそ新約聖書に反していると見ているのである。

2007 年に、ジョン・パイパーはライトによる“justification”に関する著作の

¹ 本稿は、Guy Waters, "Review: Justification: God's Plan and Paul's Vision", Reformation 21 (June 2009) <http://www.reformation21.org/shelf-life/justification-gods-plan-and-pauls-vision.php> の全訳である。著者と英語原文の著作権所有者からは、日本語への翻訳と『福音主義神学』誌への邦訳の掲載許可をいただいた。深く感謝したい。

² "The New Perspective on Paul" ed. Bruce L. McCormack, *Justification in Perspective: Historical Developments and Contemporary Challenges* (Grand Rapids: Baker, 2006), 248 も参照のこと。

数々を広範に研究し分析した書物を刊行した³。懸念を抱くその他の読者たちと同様に、パイパーはライトによる“justification”論は、新約聖書の義認論から逸脱していると結論した。ライトが『義とすること——神の計画とパウロの展望』(N. T. Wright, *Justification: God's Plan and Paul's Vision*.) においてパイパーによるかかる批判を意識していることは、その前書きの最初の一文からも明らかである。曰く、「私がジョン・パイパーの著書『義認の未来：N. T. ライトへの一応答』のことを聞いたとき、私は二つの考え方の狭間で板挟みになった。」(同書 vii 頁)と。

『義とすること——神の計画とパウロの展望』(以下、『義とすること』)のことを、パイパーの応答に対する再応答でしかないと思ふことは不当であろう。もし、パイパーがライトの刊行物群について行ったような慎重な精査と同様のものを本書に求めるならば、そのような人は期待が外れたと感じることだろう。『義とすること』において、ライトはその他の批評者たち——ある者たちは名前が言及されるが、多くの場合はその名が伏せられている——にも応答している。しかも、ライトは“justification”のことを、パウロの義認論に関する彼自身による総合的神学と釈義による言説であると考えている。また、彼は“justification”に関しては、他の刊行されたもので既に発言したものと本質的に違ったことを言おうとは思わないと書いている(同書 xi 頁)。

この書評で、私たちはライトの現時点での“justification”論に対して三つの問題提起を試みる。つまり、歴史的にみて、プロテスタント宗教改革者たちによる使徒パウロの義認論の説明をライトはどのように評価しているのか？ 釈義的にみて、新約聖書が説く“justification”とは何であって信者は如何に“justified”となるとライトは理解しているのか？ 神学的にいて、“justification”はキリストの御業とすべての信徒に求められているよい業とに如何に関連しているとライトは考えているのか？ これらの課題を取り上げていくにあたって、私たちは同時にもっと基本的な問題を検討することになる。

それは『義とすること』は、ライトによる従来の刊行物での言説を多少なり

³ John Piper, *The Future of Justification: A Response to N.T. Wright* (Wheaton, Ill.: Crossway, 2007).

とも修正しているのか、ということである⁴。パイパーたちによる批評を念頭に、ライトが立場を変えた兆候があるのか、ということである。

ライトの古い視座と新しい視座への評価

宗教改革の流れをくむ側からの批評に対するライトの応答は、その基本的立場には変更がないとはいえ、年月を重ねるにつれて、その用語を修正してきている。『義とすること』において、かかる修辞上の変化が見られる領域の一つは、ライトがパウロに関する新しい視座と古い(つまり、宗教改革の)視座との双方に言及する際のものである。より初期の著作群において、ライトはE. P. サンダースやジェームズ・ダンといった新しい視座の提唱者たちの著書に対して基本的に共鳴していた。たしかに、基本的な同意の枠内で、ライトによるサンダースへの異論もあった⁵。しかし、ライトが古い視座について論じたときには、殆どは新しい視座との比較において否定的に扱ったものだった。

『義とすること』において、ライトはしばしば古い視座と新しい視座との枠を超越するのだと論じる。そして、古い視座も新しい視座もパウロのガラテヤ書3章29節における結論を適切には説明できていないと示唆している(同書20頁)。ピリピ書3章6節を解説する際には、ライトは「双方の視座の向こう側」(同書123、Cf. 110頁)と自らが表現する立場に訴えている。

したがって、ライトは古い視座と新しい視座とのことを相互補完的でありつつもパウロの教説の説明としては統合されないものとして描く。例えば、創世記1-3章にはアブラハム契約によって解決されるといわれる二つの問題があると言う。ライトによれば、この二つの問題(「人間の罪とその結果としての人

⁴ これについては、特に以下を参照のこと。N.T. Wright, "Justification: Its Biblical Basis and Contemporary Relevance" in ed. Gavin Reid, *The Great Acquittal: Justification By Faith and Current Christian Thought* (London: Collins, 1980), pp.13-37; *What Saint Paul Really Said: Was Paul of Tarsus the Real Founder of Christianity* (Cincinnati: Forward Movement Publications/Grand Rapids: Eerdmans, 1997); "The Letter to the Romans," pp.393-770 in ed. L.E. Keck, *The New Interpreter's Bible*, Vol. X (Nashville: Abington Press, 2002); *Paul in Fresh Perspective* (Minneapolis: Fortress 2005); and "The New Perspectives on Paul."

⁵ 例えば、右記を参照のこと。What Saint Paul Really Said, pp. 18-20.

間社会の破壊)は古い視座でも新しい視座でも各々が取り上げられているとされる(同書 112、Cf. 97-98 頁)。パウロによるエペソ人への手紙は「救う恵み」と「キリストにおける全人類の予行的な統合が、神が全世界をやがて統治されることのしるしであること」の両方を説いている、と(同書 27 頁)。ライトは、また、エペソ書には創世記 1-3 章における二つの問題を解決する二つの解答があるとも主張する。そして、もし宗教改革者たちが エペソ書における「ユダヤ人と異邦人との調和」という課題に心を砕いていたならば、「新しい視座は そのとき その場所で 始まっていたであろう。」(同書 28 頁)と続けるのである。ローマ書 3 章 28 節に言及して、ライトは「さあ、新しい視座とか古い視座という区別を超えて行こうではないか。そのいずれもパウロが実際説いていたことの不可欠な部分なのだから。」(同書 186 頁)と結論付ける。エペソ書に関する釈義上の議論をしめくくって、ライトはこう書いている。「[私たち]は[パウロの文脈内での]“justification”の神学の深遠な整合性を提示した。なお、その神学には“古い視座”がより大きな枠組みのなかで本当は言おうとしてきたことの全て含まれていて、“新しい視座”の諸側面からも示唆を受けつつ、それを大いに超えて行くのである。」(同書 118 頁)と。

であれば、ライトは古い視座に共鳴するようになったということであろうか。この問いに答えるためには、『義とすること』には、ライトが古い視座との関連では自分自身をどのように捉えているかについて、はっきりと区別される最低でも三つの論点があることを覚えておく必要がある。

一つ目の論点は、私たちがさしずめ“ルターへの異論、カルヴァンへの同調”とも呼べるものである。ライトは「もしも啓蒙時代以降の二百年にもわたって優位にあったのが(ルター派ではなく)リフォードのパウロ観と律法観であったのなら、“新しい視座”は不要であったか、別の形になっていたことであろう……。」(同書 53 頁)と書いている。更にライトは、リフォード伝統では旧約の下でのイスラエルには「生き方としてのトーラー」が民に下賜されて、その民と「神が既に契約を結ばれ、そして、彼らを奴隷状態から救われた」(同上)ことが認識されている点を評価している。その点こそが E. P. サンダースが紀元一世紀のユダヤ教は律法主義的ではなかったと論じた際に主張したかったことだとライトは言う(同書 53-54 頁)。

しかし、E. P. サンダースの“契約遵守主義 [covenantal nomism]”とカルヴァンの(贖われたイスラエルが生きると神が示された指針としての)律法理解との親近性を主張することは間違っている。サンダースは一世紀のユダヤ教は律法主義的ではなく恵みの宗教であったと論じている。カルヴァンは旧約の宗教は全く恵みの宗教であったとしながらも、新約聖書によれば紀元一世紀のユダヤの宗教はそれからいくつかの重要な点で離れていたと理解した。紀元一世紀のユダヤ教は本質的に律法主義的な宗教だったと。サンダースの“契約遵守主義”とカルヴァンの旧約における律法理解とを同一視するのは、リングとオレンジを並べるようなものと言える。

ライトによる古い視座理解の二つ目の論点は、“ルターそしてカルヴァンへの同調”と呼ぶことができる。『義とすること』の結論部分でライトはその提示するものにおいて「宗教改革の伝統が最善の状態で力説したもののなかで、失われたものは一つもない。」と言う(同書 219 頁)。一見すると、ライトは宗教改革の神学の根幹部分をすべて温存していると信じているように見える。

しかし、ライトが宗教改革を好意的に評価する表現には制限があることが、三つ目の論点から浮かび上がって来る。それは“ルターそしてカルヴァンへの異論”とも呼ぶことができる。ライトはとりわけ宗教改革者やその末裔たちがパウロについて歴史を無視して読んでいるとして狙い撃ちにす。この点において、彼らは“非ユダヤ化され非契約化されたパウロ”を生みだした“西洋の伝統”の傾向を共有している(同書 172、212 頁)と言うのである。例えば、“転嫁された義”の教理は、「中世における課題に対する宗教改革の応答であり、中世的な表現そのものに問題の一端があった。」(同書 187 頁)とする。“義”という聖書の言葉に関して、新しい視座への保守的な批判者たちは「彼らの議論の対象である聖書やユダヤの宗教の背景を考慮に入れていない」(同書 177 頁)とも書いている。そして、ライトは、アリストター・マクグラスによる以下の評価を肯定的に引用している。「“義認論”は、教義学においてはパウロの起源から相当離れた意味を持つようになった。」と(同書 60 頁)。それが意味することとは、ライトによれば「アウグスチヌスの頃より、“justification”と呼ばれてきたものを巡っての議論は、複雑に絡まってはいても、パウロが説いていたこととの関連では、究極的には本質的ではないものを産みだして来た。」(同書 60

頁)と。“パウロ本人のユダヤ的思考構造”を軽視したことで、ルター派やリフォームド両陣営のパウロ書簡の読者たちが、パウロを誤って理解するようになり、ローマ書4章全体を誤読するようになったのだというのである(同書191頁)。

要約すると、ライトの宗教改革者たちへの姿勢は一次元的ではない。彼にはルターとカルヴァンに対して、制限された賛辞と厳しい批判との両方を表明することが出来る。では、ライトにとって、これらの論点は相まって如何なる意味を持つのだろうか。“justification”に関する宗教改革の本質を自分は堅持しているのだとライトは主張する。そして、彼は宗教改革の本質から彼が不純物と考えるものを取り除いたのだと信じている。宗教改革者たちの教説がひとたびこのように修正されるなら、古い視座と新しい視座は総合されて、使徒パウロをより深くそして首尾一貫して読むことができるようになるのだとライトは訴える。しかし、問題は、ライトがこの主張を『義とすること』で証明しているか否かということである。我々は、ライトがどのようにパウロの説く“justification”を解釈しているのかを考察していくことで、その主張を吟味することにしよう。

ライトと“justification”——その背景

『義とすること』においてライトがどのようにパウロの説く“justification”を解釈しているのかを彼の従来の著作群と比べるならば、彼のパウロ理解には基本的に変更がないことに気が付く。しかし、大切な岐路においては、その教説を神学的かつ釈義的に展開したり強化したりしている。これらの教説強化こそが、パイパーたちがライトによる“justification”に関する考えに対し、懸念を抱いたことを裏付けるのである。

ライトによる“justification”に関する教説の構造は、彼が1997年に上梓した『聖パウロは本当は何を言ったのか(What Saint Paul Really Said)』で提示したものと本質的に同じである。パウロにおける“justification”には三つの背景があるとされる。第一に、“justification”には法廷にその背景がある、と。“justification”という表現(“義”)は、正当性主張の表現である。特に、ある人物の“justification”における“義”とは「法廷がその人物にとって有利な判断をし

た際にその人物が享受する法的な地位」である。その用語が意味するのは“無罪判決”あるいは“正当性の主張”である。それが意味するのは「判決を勝ち取るようになった」「行動で示された……道徳的な振る舞い」(同書69頁)ではない。“justification”にとって大切なのは「地位 [status]」であって「品性」(同書70頁)ではないのである。

第二に、“justification”は神のアブラハムとの契約にその背景がある、と。この契約の目的(それはパウロが「ユダヤ人のメシアであるイエスを念頭に……再考したものである」)は、「この世界から罪を取り除いて、新しく創造すること」(同書75頁)ある。これを念頭において、ライトは、古い視座と新しい視座との双方の関心事(「罪と人間社会の破壊」)は正当なものであると見なしている(同書78頁)。

第三に、“justification”は終末論にその背景がある、と。パウロにとって「イスラエルが神に対してイスラエルとこの世界のために願い求めたことを、神はイエスになさった。それはイエスに死を通過させて、やがて来る時代の生命へと導くことによって……。新しい世界が樹立されたことを意味する……。神のアブラハムへの約束は成就したのである!……イエスはその正当性が証明された。……そしてイエスに属する全ての者にも無罪判決が下ったのである。」(同書80頁)“justification”が終末論的であるゆえ、私たちは現在(=既に)と未来(=まだ～ない)の両方の無罪判決——“justification”における——を語らなければならないのである(同書81頁)。

これらの三つの背景のそのまた背後には“キリスト論”(つまり、メシアであり神の御子であり主であるイエスのご人格と御業)が横たわっている、と(同書81-82頁)。“justification”が“キリストにある”のは、メシアこそが「そのお方において神の民が統合され、そのお方について妥当することがその民についても妥当する」(同書82、Cf. 64、81、53頁)ことと同じ意味である。イエスこそが「忠実なイスラエルであり、そのお方を介して一つの[契約的な]計画がついに進展する。」(同書83頁)イエスの死と復活は、そのお方の民のためであった。イエスは「その民を代表する。彼らの為に身代わりとなり、彼らが受けるべきだった死を担われた。それによって彼ら自身が苦しむことがないようにと。」(同書84頁)イエスの復活が、彼の“正当化主張(無罪判決)”ある

いは“justification”であった。

復活されたイエスはその御霊を彼の民に注ぎ出されて、彼らは「神の宣言によって既に彼らがそうされているような状態に実際になるのである。」(同書 85 頁) 裁きの日には、イエスとその民の上に最終的な“justification”の判決の宣告をされる。そして、この判決は「現在の信仰を基準として下される」が、「その行った業にしたがって」公布されるのである(同書 86 頁)。

ライトは、キリスト者の中での聖霊の働きにも“justification”における役割を認めようと努めている。ライトは“justification”の教説は「三位一体的な構造」であり、信仰者の「イエス・キリストへの信仰には、聖霊により頼むことが含まれる」(同書 85 頁)と説いている。そして、彼によると、宗教改革の義認論の欠陥の一つは、聖霊の働きを十分に強調しなかったというものである(同書 211-212、208-209、Cf. 85-86 頁)。

しかしながら、ライトの見解に対してはいくつかの疑問も生じる。“justification”における“義”とは一体何を指しているのか？ それがイエス・キリストのみ業との間にどのような関係があるのか？ それは今、一人の人間の“justification”との間にどんな関係があるのか？ キリスト者に内住する聖霊によってなされた業が、将来その人の“justification”にどんな関係があるとライトは理解しているのか？ ライトが“justification”自体の宣告についてどう理解しているのかに更に焦点を合わせていくことによって、私たちはこれらの疑問への答えを見出すことが出来るだろう。

ライトと“justification”——現在における判決

ライトにとって、“justification”とは現在と未来の双方のこととして理解されるべきものである。それを二つの別々の判決としては理解することを好まない。むしろ、彼にとって、現在の判決とは未来の判決があらかじめ宣告されたものである(同書 x 頁)。したがって、「現在の判決とは、未来の判決がそれに合致するという確信を与えるものなのである。」(同書 223 頁)では、まず現在の“justification”について、次に、未来の“justification”について検討しよう。

従来の著作群と同様に、ライトは宗教改革の〈転嫁された義 [imputed righteousness]〉の教理は、パウロに対して不誠実であると主張する。現在の

“justification”では、信仰者はキリストとの結合において正当であるとの判決あるいは無罪判決という法的地位を与えられるが、イエス・キリストから転嫁された功績が与えられるのではない、とする。むしろ、“justification”における「神の義」とは神がアブラハムと結ばれた契約に対する忠実さ [faithfulness] である、と(同書 45-52 頁)。また、「神の義」とは、キリストからの転嫁された義ではない、とする。もしそうだとしたら、“justification”の義とは、イエスの品性と偉業と功績に関する「道徳的な義」ということになってしまう、と。ライトによると、そのような主張をすることは、“justification”の持つ法廷的性格に根本的に抵触し、“justification”における義の位置を誤解することになるというのである。

“justification”における義は、ステータス(地位)のみから構成されるのであって、それはイエスが無罪とされたように信仰者も同じ無罪判決の地位を共有するのである、と(同書 71、189 頁)言う。このことをライトは「編入 [incorporation] による“justification”」と呼ぶ(同書 206 頁)。ここにおいて、私たちはカルヴァンの理解した“justification”とライトの理解する“justification”との相違に注目することができよう。カルヴァンによれば、信仰者は——キリストとの結合 [union with Christ] において——ひとえにキリストからの転嫁された義によってのみ義と認められる [“justified”] のだが、他方、ライトによれば、確かに信仰者はキリストとの結合において義とされる [“justified”] のであるが、それはキリストから転嫁された義によるのではないとされる。それにもかかわらず、ライト本人は、彼の見解は〈転嫁された義〉の教理そのものだと言うのである。曰く、「キリスト者がその法的地位を保持しているのは、その所属のゆえであり、その者が編入されていることのゆえである。これこそがパウロの示した偉大な真理であって、“キリストの義の転嫁”というパウロにおいては第二義的な真理が、実際に指し示しているものである。」(同書 119 頁)と。そして、曰く、「“キリストより転嫁された義”という架空の教理が提供できるものは、むしろ、パウロによってこのタイトル [つまり、保持されているステータス] のもと、その条件に則って、契約的枠組のなかで提供されるものなのである。」(同書 205-206 頁)と。では、ライトは〈転嫁された義〉という教理を釈義によって否定したのだろうか？ 彼は宗教改革者とその後継者たちがこ

の教理を論証する際に依拠してきた三箇所の聖句（すなわち、Ⅱコリント 5：21、ピリピ 3：6-9、Ⅰコリント 1：30）に言及する。ライトは第二コリント書 5 章 21 節（「神は、罪を知らない方を、私たちの代わりに罪とされました。それは、私たちが、この方にあつて、神の義になるためです。」[新改訳]）を次のようにパラフレーズした。曰く、「罪を知らない方を、神は私たちのために罪とされました……それは、このメシアにおいて私たちが神の誠実さ [faithfulness]・神の契約的誠実さ・この世をご自身と和解させる神の御業 を体現できるためです。」（同書 140 頁）と。では、このような読み方を押し進めるためにライトが行っている主要な議論とはどのようなものなのだろうか？ 第一に、この読み方はパウロが第二コリント書 5 章 15 節から 21 節まで一貫して採っている二要素からなるパターンとも合致しているとライトは論じる。つまり、それは、パウロはまずイエスの死について言及し、次に、それからもたらされた宣教を描写するというのである（同書 138 頁）。このパターンは 21 節にも反映されているとライトは言う。第二に、「神の義 [righteousness of God] 」という表現は、神ご自身の契約的誠実を指すものとして理解されなければならないと説かれている（同書 140-141 頁）。第三に、「～になった [became] 」という動詞は、転嫁された義ではなく、注入された [infused] 義であることを証明する、とする（同書 141-142 頁）。第四に、ライトは使徒的宣教を念頭に置いて 21 節 b を読むことによって、第 6 章の冒頭の意味をより良く納得できるのだと説いた。「そのお方と共に働きつつ、私たちはあなたたちに対しては神の恵みをむだに受けないように懇願するのです。」と（同書 142-143 頁）。

これに対する応答として、我々は、第二コリント書 5 章 15-21 節には〈キリストの贖いのみ業〉と〈使徒的宣教〉というパウロの脳裏にあった二要素をライトが見たことは正しいと言わねばならない。しかし、21 節の後半を「私たちが 神の誠実さを体現できるためです。」と訳出することは間違っている。21 節はこの箇所で提起されている重要な一連の問題提起への答えになっているのである。その問いかけとは「牧者たちは如何にして神との和解を人々に命ずることができるのか？」（5：20 を参照）であり、「神は如何にして人々の違反行為の責任を彼らに負わせないことを選択したのか？」（5：19 を参照）である。21 節 a によれば、神がその民の罪を彼らに転嫁なさらないという選択をした理

由は、神がそれをキリストに転嫁されたからであると言明されている。21 節 b によれば、神が罪人をご自身と和解させることが可能であるのは、キリストの義が——キリストとの結合において——彼らが義と認められるために転嫁されたからなのであり。21 節をこのように理解することで、その次節における懇願を全面的に理解できるのである。すなわち、私達の神は罪人をかくの如く義と認められる神なのであるから、パウロは、私たちは神の恵みを無駄に受けることがないようにとあなたがたに懇願するのである、と（6：1）。「～となった [became] 」という動詞は、注入された [infused] 義の教理を必要としているのだろうか？ そうではない。私達が“義”となるのは、“罪を知らなかった”キリストが罪となられたのと全く同じ——つまり、転嫁 [imputation] によって——なのである。

ピリピ書 3 章 9 節（「キリストの中にある者と認められ、律法による自分の義ではなくて、キリストを信じる信仰による義、すなわち、信仰に基づいて、神から与えられる義を持つことができる、という望みがあるからです。」[新改訳]）に関して、ライトは、パウロの念頭にあったのは地位 [status] であったと論じる。「神からの義 [righteousness from God] 」が「神から賜った地位」であるというのは、あたかも「律法に基づく……義」が「彼がユダヤ人として享受してきた契約的な地位であり、それはトーラーによって規定され、そしてトーラーを遵守することによって証明されるものである。」（同書 127-128 頁）のと同様のことなのである。

そして、ライトは、パウロがピリピ書 3 章 6-9 節で説いていることとは「律法からの義」と「神からの義」とは地位 [statuses] に関することにすぎないと述べる。確かに、5 節には地位に関する考察が垣間見える（「私は八日目の割礼を受け……」[新改訳] などの箇所）。が、パウロは、6 節では個人的な行動（「その熱心は教会を迫害したほどで……」[新改訳]）について語り、その行動のことを彼の非難されない律法上の義に関連付ける（「律法における義についてなら非難されるところのない者です。」[新改訳]）。もしもパウロが彼の律法上の義を記述する際の関心が地位に関するものにすぎないのだとしたら、なぜ彼はその個人的な行動のことを——行動ではなくて地位こそが彼の関心事であるという明言をしないままで——律法上の義に関連付けるのだろうか？

この問いかけに対して、ライトはこう主張する。パウロの理解では、そのような行動も彼の律法上の義という地位を示す標識 [marker] もしくは身分証明書 [badge] として機能しているのだ、と。パウロのユダヤ人としての行いも行動も「彼が民の一員であることを未来において証明するような 現在における印（しるし [sign] として機能する」と（同書 125 頁）。同様に、パウロのキリスト者としての“義”の現在における印（しるし）とは、「誠実な [faithful] メシア」への信者の信仰である、と。終わりの日における判決が現在のキリストにある信徒にもたらされているのだということを示唆しているのが、この信仰の印（しるし）なのである、と（同書 128 頁）。だからこそ、律法への服従であれ信仰であれ、入念にそのような身分証明書を調べて、それが示している地位を識別しなければならない、と（同書 122 頁）。

この説明のかかえる問題は、パウロが別の箇所では行動のことを「律法上の義 [law righteousness]」の構成要素として語っていることである。ローマ書で、パウロは「モーセは、律法による義を行なう人は、その義によって生きる、と書いています。」（ローマ 10:5 [新改訳]）と綴っている。また、ガラテヤ人たちは、律法はそれを行う者たちに命をもたらしとも書いている。（ガラテヤ 3:21）けれども、「もしも、与えられた律法がいのちを与えることのできるものであったなら、義は確かに律法によるものだったでしょう。」（ガラテヤ 3:21）私たちはパウロが「律法上の義」のことをピリピ書においても定義してくれるように——ローマ書やガラテヤ書においてそうだったように——期待する。それは、パウロ自身の個人的な行動から、なるものとしてのそれである。

パウロにとって個人的な行動は「律法による義 [the righteousness which is of the law]」の構成要素であることを一旦、私達が理解するならば、なぜ彼が“自分の義”（3:9）を語るのかを理解できるようになる。パウロの脳裏には律法が要求することに関する全記録がある。この義こそが、パウロが——「信仰に基づいて、神から与えられる義」を念頭において——きっぱりと退けているものなのである。「神からの義 [righteousness from God]」とは、パウロが達成したところの何かではない。この義とは、パウロが獲得した何かではない。彼は信仰を介してこの義を獲得したのであって、この信仰も神からの賜物なのである（ピリピ 1:29）。

第一コリント書 1 章 30 節（「しかしあなたがたは、神によってキリスト・イエスのうちにあるのです。キリストは、私たちにとって、神の知恵となり、また、義と聖めと、贖いとにられました」[新改訳]）に関して、ライトは、キリストにおいて私たちのものである“義”とはキリストにおける“全信徒の地位 [status]”であるのだと（同書 133 頁）、そして、イエスへの無罪判決による地位を共有することなのだ（同書 134 頁）主張する。これは〈転嫁された義〉ではない。というのも、そうであれば「〈転嫁された知恵〉とか〈転嫁された聖化〉とか〈転嫁された贖い〉」を語らなければならぬ、と（同書 134 頁）。そして、ライトは、〈転嫁された義〉は過剰な証明であると述べる。この主張への応答としては、宗教改革者たちが〈転嫁された知恵〉とかではなく〈転嫁された義〉に言及した理由は、聖書が明白に〈転嫁された義〉を教えており、〈転嫁された知恵〉のことは説いていないということになる。第二コリント書 5 章 21 節やピリピ書 3 章 6-9 節において、キリストの義が信じる者を義とするために転嫁されるということが教えられていることの意味しているものは、30 節の“義”を「転嫁されたキリストの義」と理解することは妥当だということである。パウロはここでキリストがキリストと結合した信仰者にとって“義”となられた——信仰者の能力や功績を誇れるようにする如何なる根拠をも取り除いてしまうという仕方——と述べているので（1 コリント 1:29-30、1:26-28）、私たちは第一コリント書 1 章 30 節の“義”のことを〈転嫁されたキリストの義 [imputed righteousness of Christ]〉として理解するべきである。ここでも、ライトは、パウロは〈転嫁された義〉の教理を反証するには至っていない。

では、「キリスト者がその法的地位を保持しているのは、その所属のゆえであり、その者が編入されていることのゆえである。これこそがパウロの示した偉大な真理であって、“キリストの義の転嫁”というパウロにおいては第二義的な真理が実際に指し示しているものである。」（同書 119 頁）とか「“キリストより転嫁された義”という架空の教理が提供できるものとは、むしろ、パウロによってこのタイトル [つまり、保持されているステータス] のもと、その条件に則って、契約的枠組のなかで提供されるのである。」（同書 205-206 頁）といったライトの教説についてはどうであろうか？ ライトの策定したものは、宗

教改革者たちによる“justification”に関する教えの根幹部分をすべて保っているのだろうか？ 〈転嫁されたキリストの義〉という考えを放棄する一方で宗教改革者たちの対峙した課題の核心を保ち続けることはできるのだろうか？ これらの問題提起に答えるためには、ライトが〈未来において義とすること [future justification]〉と呼んでいる考えを検討することになる。

ライトと“justification”——未来における判決

ライトにとって、“justification”とは、キリストと結合し、それによってキリストへの判決を共有する個人に与えられる地位 [status] である。これが意味することは個人が無罪判決を受けるということである。その人の罪は赦されている。その人が義とされたことの現在に置ける標識 [marker] もしくは身分証明書 [badge] がその人の信仰なのである。

ライトにとって、現在の“justification”とは、神が終わりの日における判決を現在に持ち込んだということである。彼によれば、終わりの日における判決は、義とされた [justified] キリスト者が行った良き業 [good works] に関連するとされる。が、“どうやって？”という疑問が生じる。

宗教改革は、キリストから転嫁された義に全面的に依拠して、人は義と認められる [justified] ことを確認した。義認をなす信仰 [the faith that justifies] は、必然的に新たな服従という実を結ぶ。しかし、その実が罪人を義とするというわけではない。かかる実は、その個人が義と認められた [justified] 人物であるということを証言するにすぎない。裁きの日に、キリスト者の良き業（わざ） [good works] によって、彼がキリストから転嫁された義に全面的に依拠して義と認められた [justified] ことを公的に証明する。しかし、かかる良き業 [good works] は、如何なる方法でも如何なる時においても、その人を義とはしないのである。

しかしながら、ライトは、イエス・キリストの義は信じる者を義とすることによって転嫁されることはない、と主張する。「したがって、イエスが“律法に服従した”ことにより“義”を獲得しイエスを信仰する者は“義”とみなされると考えることは、それが私自身も含めたりフォームド（改革派）伝統において如何に尊重されてきたとしても、単純な分類上の誤り [a straightforward category

mistake] なのである。このように考えることは、結果的に、“律法主義”は正しかった——イエスが究極的な律法主義者だったとして——と認めることになる。まさに点において、リフォームド（改革派）神学は腰砕けになるのである。それは最後まで批評を継続すべきであった。次のように。『我々にとっても、イスラエルにとっても、イエスにとっても、“律法主義”自体が問題の核心ではなかったのだ。』と。」（同書 205、Cf. 134 頁）

ライトのパウロ理解においてはキリストから転嫁された義という教理が欠落しているという事実を前にして、私たちはライトに向かって、では信仰者の“業 [works]”はその人の“justification”において如何なる役目を果たすのかを問わなければならない。これらの業は、その罪人のことを神が“義である”と宣言する根拠に対して貢献するものがいくらかでもあるのだろうか？ パイパーも含めたライトの読者たちは、ライトの過去の言説には、信仰者の良き業が義とする [justifying] のだと論じるものがいくつもあることに懸念を表している。換言すれば、信仰者の良き業は信仰者が“justification”にあずかっていることを証明するだけのものではない、というのである。むしろ、その人の良き業はそれら自体が義とする [justifying] のだ、というのである。それらは、終わりの日において信仰者が義とされる根拠の一部である、というのである。

本書『義とすること』で、ライトが“justification”における信仰者の良き業の位置づけに関して述べていることは、ライトの教説を批判する者たちの懸念は根も葉もないと読者たちを安心させるには至っていない。反論を前にして、ライトは彼の過去の言説——未来における判決は、業を根拠とする——を主張している（同書 230 頁の脚注 11）。ローマ書 2 章 1-16 節の議論で、ライトは彼に反論する者たちに応答し、そして同時に、最後の裁きにおける業の位置に関する彼の考えを論じることを試みている。

ライトは（氏名は明らかにされない）何名かの反論する者たちが「業に基づく実際の裁判という概念——その場に“信仰によって義とされた”キリスト者も含めた全ての者が出頭し、判決を受け、査定される——」（同書 161 頁）を否定しているのを耳にしている。そして、ライトは「このような [立場] は、〈中略〉キリスト者が享受することになる唯一の“justification”とはメシアの功績のゆえであり、また、そのお方により頼むことによるのであって、いかなる業・

実績・良き行い・律法の実践・その他にも依存しない。たとえ、それが、もっぱら聖霊の力によって感謝の気持ちから行われたものであったにしても。」(同書 161 頁)ということを理解している。そして、彼らが恐れていることとは、「これは、——人(ひと)は恵みにおいて信仰する、と何度も言われようと——アウグスチヌスが右手で手放したものをペラギウスの左手で再び受け取るようなものである。」(同書 162 頁)ということもライトは理解している。

しかしながら、ライトは、このような考えは新約聖書にある「業に基づく最後の裁きに関する聖書テキスト」(同書 162-163 頁。そこではローマ 12:1、同 14:18、Ⅱコリント 5:9、エペソ 5:10、ピリピ 2:12b-13、コロサイ 1:10、Ⅰテサロニケ 4:1、Ⅱテサロニケ 1:11 が引証されている。)に逆らっていると理解する。これらの聖句は、罪人が義とされることについてのパウロの記述に“功績 [merit]”を何らかの形で持ち込んでいるのであろうか? ライトの答えは“否!”である。聖霊によって私たちには良き業を生みだすことが可能であるので、私たちは従って、キリスト者が「最後の無罪判決を勝ち取る」とか「彼らの“業”は完全無欠であるべき」とは言えないと、される(同書 167 頁)。また、「神が一部を担い、我々が他の部分を担う」(同書 167 頁)とも言えない、と。パウロは“功績の論理”ではなく、“愛の論理……聖霊の業という豊かで神学的な論理”を論じているのだ、と(同書 163 頁)。

その結果、ライトは(氏名は明らかにされない)反論する者たちに、次のように応答する。「このような提案を聞いてのことであるが、神学者連中が神人協力説 [synergism] を叫び、誤った二者選択に飛び込んでいる限り——それを生み出したのは、中世の“正義”観に基づいて救済論のジグソー全体を構築しようとした教理であり、そこには重要な要素(聖霊、終末論、そしてアブラハムと契約のことは言わずもがなである)が登場していないのだ——、我々は前に進むことができないのである。」(同書 167 頁)と。

ライトによる良い業と最後の“justification”についての議論には、二つのことを見ることが出来る。まず、ライトの教説に反論している者たちの一部は、たしかに業に照らしての最後の裁き [a final judgement according to works] を否定しているのかも知れない。けれども、リフォームド(改革派)の評者たちは、それを否定しない。リフォームドは、業を根拠としての最後の裁き [a final

judgement on the basis of works] は否定するが、業に照らしての最後の裁き [a final judgement according to works] を否定しているのではない。換言すれば、信仰者の行いは、神の最後の裁きに耐え得る根拠を提供するものではない。むしろ、信仰者の行いとは、そのキリスト者が既にキリスト者になっていることを公に示すものである。すなわち、信仰を介して受け取ったところのキリストからの義の転嫁のみを根拠として、人は義と認められる [justified] のである。もしライトが宗教改革の〈信仰のみによる義認 [justification by faith alone]〉が、業に照らしての最後の裁き [a final judgement according to works] の否定を求めているとでも理解しているのであるなら、彼は誤解している。リフォームドの読者たちは、裁きの日に信仰者には最後の裁きがあるとするライトの教説に反論しているのではない。彼らが反論してきたのは、最後の裁きにおける信仰者の位置や役割としてライトが主張しているものに対してである。

これによって、二つ目の観察点が浮かび上がってくる。ライトはキリストの御業(みわざ)を考察することで“justification”に対する功績を見出すことに関心を示しているように、同時に、彼は信仰者の業(わざ)を考察することでも“justification”に対する功績を見出すことも望んでいる。ライトは、信仰者の業は功績となる [meritorious] のではない、と言う。というのも、かかる功績は聖霊の力によってなされたものだからである。もし、業がこのような定義されるならば、彼に対して反論する者たちの懸念——つまり、“イエス・キリストの完了した御業”に“自分自身の功績を付加する”との懸念——は解消されるであろうと、ライトは述べる(同書 165 頁)。かかる業の数々が功績とならない [non-meritorious] 限りにおいて、そのような業は最後の裁判の根拠として受け入れられ得るのである。プロテスタント宗教改革と使徒パウロの視点から言って、信仰者の“justification”に関するライトのコメントは的外れである。新約聖書は“justification”の根拠になるものとして“功績となる [meritorious]”業を禁じつつ、“功績とならない [non-meritorious]”業を命じているのではない。新約聖書は、“justification”の根拠としては、罪人の側による如何なる行為も断固として退けている。(ローマ 4:4-5、エペソ 2:8-10、Ⅱテモテ 1:9、テトス 3:5) それは、キリストの御業のみが罪人を義であるとする [justifies] からである。私たちの側の如何なる業も、それが肉によってであれ聖霊の力によっ

てであれ、義認 [“justification”] の根拠からは除外されるのである。未来における “justification” の根拠を“功績とならない [non-meritorious]” ような聖霊によって可能とされた業に限定することによっては、ライトは宗教改革の立場に立つ評者たちの懸念を払拭できないでいる。どちらかと言えば、彼はこれまでの懸念を裏付けてしまっている。

本書『義とすること』での、ライトによる現在と未来における “justification” に関する議論は、彼の今までの言説を展開し続けているが、修正はしていない。ライトにとって、“justification” とは法廷的 [forensic] であり変化の [transformational] 恵みである。キリストの功績も義も信仰者に転嫁されることはない、となる。信仰者はイエス・キリストとその死と復活において結合し、イエスの無罪判決の地位を共有する。それによって、信仰者の罪は赦される、と。キリストの御霊の内住によって、彼は罪と義との間で新しい関係を持ち、そして、内部で漸進的に変えられていく、と。終わりの日に下される判決は、聖霊が信仰者の人生のなかで変化をもたらす働きに基づくのである、と。従って、未来における判決の根拠と現在における判決の根拠とは同一視されないのだ、と。このようなライトの理解から湧き上がっていく疑問は、では、二つの判決は如何にして同じ判決であるのか、ということである。もし未来における “justification” が人間の業を根拠とし、そして、それらの業が現在の “justification” の時点ではまだ存在していないのであるなら、未来の “justification” と現在の “justification” は如何にして同じ判決たり得るのか、ということである。更に言えば、ある人が未来において義とされる [“justified”] との確信を今の時点で持とうとするなら、どのような根拠に基づけばいいのだろうか、ということである。

信仰者に対してのキリストの御業が聖霊によってもたらされた信仰者の業と一緒に罪人を義とする [“justify”] と、ライトが言うとき、彼は宗教改革と袂を分かっている。パウロに従って、宗教改革は信仰者の “justification” の唯一の根拠は、信仰のみ [faith alone] により受け取られたキリストの義の転嫁 [“the imputed righteousness of Christ”] であると説く。信仰者の業は、それがたとえ “功績とならない [non-meritorious]” と言われたとしても、信仰者の “justification” の根拠としての余地は皆無なのである。

結語

『義とすること——神の計画とパウロの展望』は、N.T. ライトの “justification” に関する今日に至るまで最も包括的で最新の見解である。そして、同書は概してライトの考えを、いくつかの展開を表現上の改善を加えて再録したものである。それは、宗教改革の立場に立つ読者たちの懸念や反論に対して詳細な釈義的・神学的な応答をしているものではない。同書がほぼ三十年にわたるライトの “justification” に関する著作群をまとめて統合している点において、ライトの業績を学ぼうとしている人々には有益であろう。他方、同書がライトの “justification” 論への反論に対しては、その議論を進展させつつも答えていないという点において、好機を逃していると言えよう。『義とすること』から明確に伝わってくる点は、宗教改革の立場に立つライトの読者たちの抱いている根本的な懸念は払拭されておらず、以下のように明言できるということである。曰く、ライトの “justification” 論は、使徒パウロの教えから離れてしまった、と⁶。

(リフオームド神学校ジャクソン校 新約学准教授)

日本語訳者：遠藤克則（日本キリスト改革長老教会 北鈴蘭台伝道所牧師、
神戸神学館教師）

日本語訳監修：坂井純人（日本キリスト改革長老教会 東須磨教会牧師、
神戸神学館教師、神戸改革派神学校講師）

⁶ James T. O'Brien 牧師 と Anthony Pyles 氏の編集面での協力に感謝を申し上げる。